

「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による 交雑等の防止に関する条例」(GM条例)等 に関する意見交換会での意見について

1 意見交換会の開催状況

(1) 地域意見交換会 (北見市会場)

日 時	平成26年10月9日(木) 14:00~16:00
会 場	北見市端野町公民館研修室1
意見交換者	農業者・団体、食品産業事業者、消費者、行政等 7名
傍 聴 者	3名

(2) 地域意見交換会 (室蘭市会場)

日 時	平成26年10月14日(火) 13:30~15:30
会 場	胆振総合振興局3階A会議室
意見交換者	農業者・団体、食品産業事業者、消費者、行政等 9名
傍 聴 者	1名

(3) 関係機関・団体との意見交換会 (札幌市)

日 時	平成26年10月30日(木) 13:30~15:30
会 場	かでの2・7 1070会議室
意見交換者 (団体名)	①北海道有機農業協同組合、②北海道農業協同組合中央会、 ③ホクレン農業協同組合連合会、④北海道経済連合会、 ⑤一般社団法人北海道食品産業協議会、 ⑥一般社団法人北海道消費者協会、⑦生活協同組合コープさっぽろ、 ⑧公益財団法人北海道栄養士会、⑨独立行政法人農業・食品産業 技術総合研究機構北海道農業研究センター、⑩独立行政法人 北海道立総合研究機構農業研究本部中央農業試験場
傍 聴 者	18名

2 意見交換会での主な意見等

区 分	主 な 意 見 等 の 内 容
1. GM作物（食品）について	① 消費者が安全性に不安を持っているGM作物はやはり栽培すべきではない。
	② 現状、北海道産=NON-GMという認識で、北海道ブランドは取り扱われているが、そこにGM作物が入ってくると流通の混乱が懸念される。
	③ 国内でGM作物を生産した場合、輸入品との差別化ができず価格競争になり、GM作物でコストを下げても、海外のスケールメリットには太刀打ちできない。
	④ 消費者が自ら選択できることが必要であるが、食用油や醤油はGM表示義務の対象外となっているなど、消費者がGM、NON-GMを選択できる仕組みが十分でない。
	⑤ GM作物の長期的な摂取による健康への影響に不安がある。
	⑥ 国は企業が提出したデータだけで安全性を判断しており、不安である。
2. 今後の北海道農業におけるGM作物について	⑦ 科学的知見のみならず、経済的知見、文化的な部分なども考えると、国内においてはGM作物の栽培を進めるべきではない。
	⑧ GM作物栽培の普及により、日本の食料生産が多国籍企業に支配されること、農薬耐性雑草の発生などが大変心配である。
	⑨ 世界的な病害虫の異常発生で輸入食料の確保が困難となった時にGM作物が必要となる時代が来るかもしれない。
	⑩ 多くの人に正確な情報提供やリスクコミュニケーションを積極的に推進すべき。
3. GM作物に関する試験研究について	⑪ GM研究は、医薬品などであれば進めるべきだが、食品に関しては不要。極力、開放系ではなく閉鎖系で研究・開発してほしい。
	⑫ GM技術は、将来的には有用な技術になると思うので、研究はしっかり続けていくべき。
4. GM条例について	⑬ 今後も一定の間隔で点検・検証を行うのであれば、現時点での見直しは不要。
	⑭ 道のGM条例は、販売先の理解を得る上で、非常に有効なものとなっている。
	⑮ GM条例の制定により、GM作物があたかも害があるかのように捉えられている面があり、今後もこの条例が継続していくと食品業界として風評被害のリスクを背負うこととなることから、この条例は廃止すべき。
	⑯ 新しい植物育種技術（NBT）が開発され、世界的に実用化されているが、今後、その技術で開発された作物が北海道に入ってきた場合、このGM条例では対応できないのではないかと。